

令和3年8月23日

陳情第64号

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の強化に係る意見書の提出を求める陳情

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の強化に係る意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

令和3年7月3日にかけて梅雨前線が本州南岸に停滞し、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、それまでの連続雨量も相まって各地に大きな被害をもたらしました。熱海市では特に大規模な土石流が発生し、多くの貴重な人命が失われ、いまだ行方の分からない人もいる状態です。小田原市内でも数十か所で被害が発生し、中でも曽我大沢や江之浦地区では大規模な土砂崩れが起きました。

今回陳情に至った背景として、早川地区には「土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域（土石流・レッドゾーン）」（以下「特別警戒区域（レッドゾーン）」という。）が4か所指定されていますが、その上流域の沢筋に残土・産業廃棄物の不法な投棄が過去に行われ現在も存在するとともに、大規模な残土処分が計画されるなど、地域住民に不安が生じているためです。

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則」では、説明を要する周辺住民等の範囲を、「土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内」とされており、特別警戒区域（レッドゾーン）の上流域に土砂の埋立て・盛土等を行う場合には、下流域の特別警戒区域（レッドゾーン）内の住民等への説明義務がありません。

また、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例に係る土砂埋立行為の許可等に関する審査基準」では対象の土地が傾斜地であっても、さらには下流域に土砂災害防止法の特別警戒区域（レッドゾーン）が存在したとしても、平坦地における埋立てと同様の基準で許可可能とする内容になっています。下流域で生活する住民の生命・生活の安全性を確保するため、傾斜地を考慮し、さらに特別警戒区域（レッドゾーン）への影響を評価する基準が必要と考えます。さらに、下流域に新幹線等の基本インフラが通過している場合には、これへの影響評価を義務づける基準の設定も必要と考えます。

県内で一定規模（2,000平方メートル）以上の土砂の埋立て・盛土等を行う場合には、県知事の許可を受けなければなりません。許可するに当たっての審査基準等が上記のように不十分な内容であり、条例の実効性を確保することが困難であることから、小田原市議会として下記事項が実現されるよう神奈川県宛てに意見書の提出を陳情いたします。

【陳情項目】

- 1 特別警戒区域（レッドゾーン）の上流部に土砂の埋立て・盛土をする場合、事業者による下流域の住民への説明を義務づけること。
- 2 特別警戒区域（レッドゾーン）等への影響を考慮し、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例に係る土砂埋立行為の許可等に関する審査基準」の強化を図ること。

令和3年8月23日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

小田原市

早川自治会連合会

会長 青木 祐伸 ㊟

小田原市

早川土地改良区

理事長 磯崎 浩 ㊟

小田原市

早川活性化推進協議会

会長 鈴木 農人 ㊟

小田原市

J Aかながわ西湘青壮年部

早川支部長 青木 肇 ㊟